

教会裁判所の民事裁判権の終末

吉田, 道也
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1302>

出版情報 : 法政研究. 22 (1), pp. 41-58, 1954-10-10. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



教会裁判所の民事裁判権の終末

吉 田 道 也

- 一 教会裁判所の民事裁判権の成立
- 二 教会裁判所の民事裁判権成立の基礎
- 三 国家側よりの反動
- 四 国家の裁判権の確立、教会裁判所の民事裁判権消滅の基礎

一 教会裁判所の民事裁判権の成立

私はかつて「中世教会裁判所の民事裁判権について」⁽¹⁾いささか述べる機会を得た。⁽²⁾ 右の論文に於て私は教会裁判所の民事裁判権の成立、教会裁判所に於て適用された中世教会法、及びこの中世教会法の集大成たる教会法大全(Corpus iuris canonici)⁽³⁾の法制史上の意義、即ち教会法の世俗法的効力といふことを中心として考察した。

私が本稿に於いて以下取扱おうとするところは右の論文に続き、これを補充しようとするものであつて、教会裁判所の世俗法的な民事裁判権の消滅という事実を通して教会法の世俗法的効力の縮少乃至消滅を考察しようとするものである。ドイツに於いては教会法大全は普通法(Gemeines Recht)として継受された故に一九〇〇年ドイツ民法が制定されるまで世俗法的効力を失わなかつた。しかしこれは本来ローマ法(世俗法)として継受されていたのである。尤もその以前に各分国法によつて夫々の分国(Land, Staat)内に於いて教会法大全はその効力を消滅せしめられていた故に事実上はその世俗法的効力は失われていたがドイツ国としては右のドイツ民法によつて失効させたのであつた。

教会裁判所の民事裁判権の成立、中世教会法については、上掲拙稿を参照して頂くことにしてここでは以下論を進

めるに当り必要な限度に於いて説明を加えるに止める。本稿に於いて取扱われる筈のところは、時代的には第十五世紀以降、場所は主としてドイツである。而してプロテスタント教会を除きカトリック教会のみに範圍を限定する。

司教その他の仲裁判断により紛争を解決することは初代教会から見られたところであり司教制が確立するや、この仲裁判断は世俗裁判手続にならつて形成された手続により与えられた。この手続に対しては、教会側の願望、主張にも拘らずローマ帝国に於いても、フランク王国に於いても仲裁裁判としての効力が認められたのみであつた。その間、三二一年コンスタンティヌス皇帝が、民事訴訟の当事者は相手方の同意を要せずして司教のもとに訴を提起し得ると定めたけれどもその後三九八年アルカディウス帝（東ローマ帝国）及び四〇八年ホノリウス帝（西ローマ帝国）により廃止されて再び仲裁々判となつてしまつた。又ローマ時代には教会の聖職者（*clerus*）相互間の訴訟、聖職者を被告とする事件は教会裁判所に提起され得るに止まり強制されなかつた。このことは教会々議の度々の反対にも拘らずフランク王国に於いても踏襲されたのであつたが、六一四年に至り聖職者を被告とする訴訟のうち、不動産物権及びその占有権に関する訴訟、自由身分に関する訴訟は世俗裁判所の管轄に留保されるが、その他の債権（不法行為、不動産物権及び契約による債権）にもとづく訴訟は司教裁判所の専屬管轄と定められた。但し国王裁判所（*Königsgericht*）の裁判権は妨げられない。

更にカロリング王朝の立法は聖職者・修道士が世俗裁判所に自ら出廷することを禁止し代理人（*Vogt*）によるべきことを定め、又教会側の希望に応じ、聖職者相互間の財産法上の争訟については世俗裁判所に出訴する前に司教の面前で和解の手続がなされるべきこと、聖職者と世俗人との間の不動産物権及び占有権に関する訴訟に於いては司教が地方伯（*Graf*）と共に裁判所に列席すべきことが国法を以て定められ、遂には司教裁判所の判決に対して聖職者の側から上訴する場合は、直ちに国王裁判所に対して上訴することなく、先づ首都大司教（*Metropolit*）の裁判所に対

して上訴すべきものとフランク王国教会々議 (Reichskonzil) によつて決定されたのであつた。^(三)

かくの如くフランク王国に於ても結局王権の絶対優位は動かなかつたのであるが、国家に対する教会の優位を主張する多くの主張が生じて居たのであつた。

しかし教会裁判権が確立したのは中世に入つて、司教の仲裁手続の権限が絶対化されてからである。第九世紀半に成立したイシドール偽典 (Pseudo-Isidorus) は教会の対国家優位を主張するものであつて、世俗人は教会の事項に關し何をも規定すべきものではなく、従つて聖職者は世俗裁判所の裁判に服すべきものではないとなすのであつたがこの原則は次第に広範圍に適用されるようになり、第十二世紀、教皇アレキサンデル三世に至つて教会裁判権が確立されたのであつた。

そこで教会が教会事項 (causae ecclesiasticae) と定める事項については、国家の立法作用は排除され、教会事項に關する争訟は世俗裁判所の管轄から除かれ、教会裁判所の管轄に属するものとなつた。而して教会は教会事項を擴張解釈することにより教会裁判権を拡大した。

グレゴリウス九世教令集 (Decretales Gregorii IX) (Corpus iuris canonici 中に收められてゐる) によれば教会裁判所の管轄に属すべきものとしては次の通りである。

第一は事物の性質による (ratione rerum) 管轄

教会裁判所は事物の性質上左記の事項に關する争訟につき管轄権を有する。

(a) 純靈的事項 (causae mere spirituales)

例えば秘蹟^{ミラクル}、聖職 (教職) に關すること、特に婚姻に關すること、聖職任免に關する争訟、聖職選挙争訟

(b) 靈的なる性格を併せ有する教会事項 (causae ecclesiasticae spissituibus annexae)

例、教会保護權 (Patronatrecht)、婚約 (sponsalium)、教会財産、什一税 (decima)、僧祿 (beneficium)、遺言、宣誓により保証されたる契約。これらに関する争訟は教会裁判所の管轄とする。

(c) 教会事項又は靈的事項の性格を併せ有する民事事件 (causae civiles ecclesiasticis accessoriae 又は causae civiles spiritualibus incidentes)

例、ドス (dos)、出生の嫡出非嫡出に関する争訟。

(d) 薄幸なる人々の事件 (causae miserabilium personarum) personae mirabiles 即ち貧窮者、寡婦、孤児、巡礼者の事件

(e) 世俗裁判所が受理を拒否した事件

(f) 当事者の一方に罪ありと認められる訴訟^(四)

第二、人の身分による管轄 (ratione personarum)

教会は聖職者は世俗裁判所の裁判に服すべからざることを古くから主張した。教会の実力が弱い間はこれを貫徹できなかつたが、中世になつて教会の実力が増大して来るにつれて教会は聖職者が世俗裁判所の権限外に立つという原則を強行した。

グレゴリウス九世教令集によりこの原則が完成された。これには二点ある。

(a) 聖職者、修道士、修道女、教会法上の財団、十字軍従軍者は一切の事件につき被告としては教会裁判所の裁判にのみ服する。

(b) 封に関する事件については、管轄は目的物の管轄によつて定まるとの原則が承認されるので、これは世俗裁判所の管轄に属することが承認される。但し受封者が世俗人であつても右(a)に掲げられた、被告としては教会裁判にの

み服する特権を有する者である場合には教会裁判所の管轄に属する。

右のグレゴリウス九世教令集の規定はトリエント公会議（一五四五—一五六三）で若干の修正を経て左の如くなつた。
教会裁判所の人的専属管轄権は

- (a) 聖職者相互間の争訟
- (b) 世俗人が聖職者を被告として訴えた事件
- (c) 地域的特別（教会）法に特に規定されている場合には、聖職者が世俗人を被告として訴えた事件
- (d) 聖職者に仕える世俗人を被告とする場合等である。^(五)

二 教会民事裁判権成立の基礎

前述の如く教会裁判所の民事裁判権は教皇権の増大に伴つて成立したのであるが、これが成立し行われるについては考えらるべきものが二つある。第一は中世における世俗法の分裂に対する明確且つ統一的な教会法の発達である。第二は世俗法制（ゲルマン法制）に対するローマ法を基礎とする教会法制（裁判制度を含めて）の優越した発達である。この二つは中世の法生活に、より適合するものとして教会裁判所の民事裁判権の確立を促進したと考えられるのである。そこで先づ中世における法の分裂ということを考察してみたい。

第十世紀には前代フランク国王の勅令（*Capitularia*）や、部族法（*Volksrecht*）は尚若干の効力を有していたが、第十一世紀になるとこれらのものは行われなくなつた。第十世紀から第十二世紀までは立法活動はなく、全く慣習法に委ねられた時代であつた。しかしこれらの慣習法は部族法の性格を失つてはいなかつた。とはいえ、すでに第九世紀後半より、ドイツ地方でもフランス地方でも属人法主義から次第に属地法主義へ転換を始めた。そして法は、次第

にラント (Land) の法と考えられるようになり、属人法主義における生得法 (lex originis) の觀念が次第に本国 (Heimat) の法と置き換えられるようになったのである。かくの如くして属人法たる部族法は属地法たるラント法 (Landrecht) となつたのであつた。第十三世紀に不動産に所在地法が適用され属地法主義が勝利を占めるに至つた。しかし教会は依然としてローマ法的カノン法を、又ユダヤ人はユダヤ法を固守した。

このようにして中世法は属地法たるラント法となつたのであつたが、これらのラント法は慣習法を基礎としており各地に於いて異つた慣習法が存在していたのであるがゲルマン諸部族法の中でフランク法が優越的影響を及ぼした。フランク法はフランスでは慣習法地帯 (pays de droit coutumier) 全部にひろがり、フランスからノルマン・コンクエスト (Norman Conquest) に伴つて英国に入り、又ナポリ、シシリアにひろまり、又一方ドイツにも導入された。ドイツ王国はフランク王国の継続とみなされ、裁判所の構成、訴訟法もフランク法が大体に於いて行われ、又フランク法に発する封建法 (Lehnrecht) が大略全国に行われた。かくの如くフランク法の影響は大きかつたけれども、なおフランク法による法の統一は実現できず、各地に於いて相異なる慣習法が対立するという形勢であつた。

次にフランク時代には、属地法たるところの官職にもとづく制定法 (官職法 Amtsrecht) と属人法であり民衆の法意識から生れる慣習法即ち人民法 (Volksrecht) であるところの部族法とが対立していたのであつたが、部族法が属地法たるラント法に變つたのでこの対立は解消された。だがその代りに今度は全国に適用される帝国法 (Reichsgesetz) と地方法 (Landschaftliches Recht) との対立が生じた。経済的發展に伴つて都市が成立するとラント法から發展した都市法が生じた。そして都市においては都市裁判所が都市法を適用し、その他の地方ではラント裁判所 (Landgericht) がラント法を適用したのであつた。この二種の裁判所は通常裁判所であるが、この他に特別裁判所があつて、特別の法律關係につきそれぞれ特別の法を適用した。その主たるものは莊園法 (Hofrecht) を適用して莊

園關係を裁く莊園裁判所 (Hofgericht)、封建關係につき封建法 (Lehnrecht) を適用する封建裁判所 (Lehngericht)、不自由身分出身の家士ミニステリアーレスの勤務關係に關して勤務法 (Dienstrecht) を適用する勤務裁判所 (Dienstgericht) である。これらは莊園關係、封建關係、勤務關係という特別の法律關係の法であり裁判所であつて身分の法ではないから、例えば、莊民といえども莊園關係以外の事件については通常裁判所たるラント裁判所へ出訴するのである。このように法律關係による法の分裂即ち法圏 (Rechtskreise) の分裂も見られた。ドイツにおける分国主權 (Landeshoheit) の成立はますます法の分裂を促進した。帝国法による法の統一も帝国宮廷裁判所 (Reichshofgericht) による法の統一も成らず、その上古い裁判所制度が消滅したので各裁判所毎に独自の慣習を有するという有様で中世法の不統一、分裂は甚しかつた。ただザクセンシュピール (Sachsenspiegel) は若干、法の統一に役立つが、南独には及ばず南独では第十五世紀のローマ法継受まで法の統一は全く見られなかつた。^(六) かういふ法の分裂、裁判制度の不統一が教会裁判所の民事裁判權成立の一つの原因と考えられるのであるが、裁判制度についてなお若干の考察を加えたい。

中世の裁判所には統一がなかつたのみならず、多くの特別裁判所が発生したことは上述の通りである。これらの裁判所ではゲルマン法の伝統に従つて裁判長 (Richter) は自ら裁判をなすことなく判決人 (Urteiler) が判決を決定し裁判長が宣告するのであつた。

国王の帝国宮廷裁判所 (Reichshofgericht) を最高裁判所とし、地方伯の裁判所を地方の主たる裁判所としその下級裁判所としてツェント (Zent) の裁判所 (シュルトハイス裁判所 Schuttheisengericht) を有するとする通常裁判所の構成は、免除地制 (Immunitas) によつて、又分国主權の成立によつてその統一的構成は崩壊してしまつた。帝国宮廷裁判所は国王を裁判長とする。地方伯の裁判所は地方伯を裁判長とする。ツェントの裁判所はシュルトハイ

スを裁判長とする。地方伯の裁判所及びツェント裁判所では大概世襲の判決人を有したのであつたが、国王の宮廷裁判所は固定した判決人を有せずたまたま宮廷に在つた諸侯や帝国ミニステリアールス(Reichsministeriales)が判決人になつた。そしてこれらの通常裁判所ではラント法が適用された。

これに反して特別裁判所においては、封建裁判所では封主(Lehnsherr)が裁判長となり、封臣(Lehnsmannen)が判決人となりラント法から派生した封建法が適用され、莊園裁判所では莊園領主の役人(Vogt等)が裁判長となり莊民(Hofgenossen)が判決人となり莊園法によつて判決を發見する。莊園法は多種多様であつた。不自由身分出身の家士たるミニステリアールスの重要性が増すにつれて契約によつて主従関係に入る一般の封臣と異なり、その勤務関係については勤務法によつて定められることとなり、主家の勤務裁判所で勤務法が適用されることとなつた。勤務法は各主家によつて定められた。但し彼らも封に關しては封建法、その他の一般的關係についてはラント法が適用される。

その他、前述の如く都市裁判所や、分国主権成立後の分国主(Landesherr)の裁判所はそれ／＼都市法、分国法を適用する通常裁判所であつた。このように法の分裂と並行して裁判所は分裂不統一であり、しかも判決人が判決するいわゆる参審裁判所であつた。

裁判所における手続(訴訟手続)は極端な形式主義に支配され、行為の細部に至るまで定められて居り微少な瑕疵ですら行為の効力に影響を及ぼしたので、これらの方式(形式)は「危険」(vare)と呼ばれた。発言は全く言語解釈のみにより、しかも「一人一言の原則(Ein Mann ein Wort)」によつて発言の誤さゝ訂正することが許されなす。それで方式上の瑕疵の責任を免れるために代言人(Vorsprecher, Fürsprecher)を使用し、当事者は一定の前提条件の下に代言人の發言の追認(承認)を拒絶するという方法を用いた。こういう極端な形式主義は実体法の要求

に合致しないということが漸く一般に認識され、徐々に「危険」の廃止乃至緩和に向つた。代言人は代言であつて訴訟代理ではない、訴訟代理は第十七世紀に至るまでは原則として認められず、行為無能力者に限られた。都市では市外人との取引の關係上市外人に対して「危険」の免除、訴訟代理を認めた例が多い。

裁判手続はフランク時代の部族法における如き当事者主義ではなく当事者は裁判長に向つて請求し、裁判長が判決人に質問し判決人が判決を与へ、判決の上に判決を重ねて行くというやり方であつた。

訴はローマ法と異なり権原 (Rechtsgrund) によらず訴の目的 (Klagezweck) により區別され、原告が被告の処罰を求める場合が刑事訴訟、然らざるときが民事訴訟、両者を含むときが混合訴訟とされた。民事訴訟は更に目的 (Objekt) により債権訴訟、動産訴訟、不動産訴訟に分たれた。^(七)

以上のような中世世俗法の不統一、裁判制度の不統一硬化に対して、教階制 (Hierarchie) とローマ法の基礎の上に立つ中世教会法及び教会裁判制度は統一され整然として且つ能率的であつた。

中世の教会裁判所の組織は大要次の如くである。

一、先に存在した司教座聖堂附助祭 (Archidiakon) の通常裁判権はトリエント公会議 (Tridentinum) により廃止された。

二、教皇は通常の裁判官として次の権限を有した。

- (a) すべての事件に関し第一審裁判権、これは後にトリエント公会議でなすべからざることとされた。
- (b) 通常の審級を破り、最終判決又は中間判決につき、世俗裁判所の権限に属する事件でもローマ教皇に上訴することができた。これに対して諸侯は第十五世紀以来命令を發してこれを禁止した外、教皇から不移管の特権 (privilegium de non evocando) を自身並びに自国 (Land) のために請求したのみならず第十五世紀の改革公会議 (Reform-

Konzipien) も之を禁止し、トリエント會議でその禁止は確認された。

(c) 常駐教皇使節 (Nunzius) は第三審裁判権を有し之は首都大司教裁判所の第二審裁判権を競合した。

三、かくて(1) 第一審裁判所は合議制の司教裁判所である。Offizialat, Konsistorium と呼ばれる。

(2) 第二審は管轄首都大司教裁判所、但し大司教区及び首都大司教区から免除された司教区については、当該大司教区又は司教区の管轄司教が設定する控訴裁判所 (Appellationsgericht) 又は教皇から上訴審の権限を与えられている司教裁判所。

(3) 第三審は教皇。但しローマへ行かず教皇から権限を興えられた裁判官により、当事者の本国にて判決を受けることが認められるに至つた。^(八)

訴訟法は大體ローマ訴訟法を採用し、教会立法 (教皇令その他) により修正加除したものであつた。実体法についても教会立法殊にグレゴリウス九世の教皇令で規定されたものが多い。

この点で慣習法を主とするゲルマン法と異なるのである。ゲルマン民族に於いては法は発見するものであつて作られるものではなかつた。事件が生ずると古老に命じて慣習法を答申させその回答を布告する。これを法宣示 (Rechtsweisung) といひ、布告されたもの、宣示された法を宣示法 (Weistum) という。法の明確という点でも教会法がまさつていた。

更に判決の執行といふ点についても教会は破門を以て執行を強制したので、その確実さは世俗裁判所の比ではなかつた。

以上このように世俗法 (ゲルマン法) が分裂し世俗裁判所も分裂ししかも極端な形式主義の手續法が行われているに對して、教会法は統一的な裁判組織と統一された明確な訴訟法と実体法とを有し、裁判長が自ら判決を下す迅速さ^(九)

と、執行の保障とがあつたので民衆は好んで教会裁判所に出訴した。^(一〇)

三 国家側よりの反動

教会裁判所の民事裁判権に対する国家権力の抵抗は、最初は教会が国家の権限に干渉することを排除するという理論的根拠にもとづくものではなく、裁判収入を世俗裁判所に確保するという動機から生じたものであつた。それ故に国家側の教会裁判権制限の努力は殆どその効果を収めることが出来なかつた。

しかし第十三世紀頃より先づフランスに於いて、一方では慣習法の研究により又一方では国王の立法により教会裁判権殊に不動産に関する教会裁判権の制限が企図されるに至つた。同様にしてドイツでも抵抗が行われた。当時民事事件に関しては世俗人も教会裁判所に出訴するのが常であつたが第十四世紀には多数の諸侯 (Fürsten) は民事裁判所が裁判を拒絶した場合のほかは、世俗人が民事事件に関し教会裁判所に訴えることを禁止した。又しばしば聖職者に対して世俗的事件に関し世俗人を被告として教会裁判所に提訴することを禁止した例がある。

国家の通常裁判所の制度が整備されてくるにつれて、裁判を拒否することもなくなつたので、右の例外も消滅し又、所謂、「薄幸なる人々の事件」に関する教会裁判権も消滅した。同時に聖職者が個人的事件につき世俗裁判に服することがしばしば生じ、そうでなくても判例により少くとも物権訴訟に関しては、世俗裁判所の権限が認められた、この点に関し教俗両権を併有する諸侯を除き(この場合には紛争は起らない)一般に分国主 (Landesherr) と司教との契約により細目を取決めた。その取決めの内容は千差万別であるが概して言えば教会は婚姻の効力・障碍・離婚についての決定権、聖職者の個人的事件に関する裁判権、聖職者の遺産及び聖職者の教会保護権 (geistliches Patronat) に関する裁判権又しばしば世俗人の教会保護権 (weltliches Patronat) や教会財産に関する裁判権を留保し得た。

しかるに第十八世紀に教会裁判所の民事裁判権は更に大幅の制限をうけ聖職者を被告とする民事訴訟及びその他の財産関係の訴訟が世俗裁判所の管轄に属することが一般に承認された。かくして第十九世紀には教会の抗議にもかかわらず教会裁判所は僅かに婚姻訴訟に関する裁判管轄権のみを有し、その他の民事裁判権はすべてこれを失つてしまつた。そして婚姻に関する教会と国家との裁判管轄権の限界についてはコンコルダート及び分国法 (Landesgesetz) によつて決定された。例えばオーストリアでは先にコンコルダートによつてカトリック信者の婚姻については教会の婚姻裁判権に民事法上の効力が認められていたが、これは一八六八年五月二五日の法律で廃止された。プロイセンでは一八四九年一月二日の法律で同様に教会婚姻裁判所の権限から一切の民事法上の効力を剝奪している。プロイセン諸州中すでに教会婚姻裁判を廃止した地方又は本来民事婚主義の地方では何ら変更なし。ライン河右岸のバイエルン地方では民事法上の効力を有する教会婚姻裁判権を認めるが婚姻裁判についても夫婦財産その他純民事関係に関する場合及び婚約に関する場合には民事裁判所の管轄とする。ザクセンではカトリック信者同志の婚姻については教会裁判に服し、異宗婚姻の場合には民事裁判所の管轄とする。ヴェルテンベルクではカトリック信者同志の婚姻の場合は司教裁判所、異宗婚姻の場合はプロテスタント教会の婚姻裁判所の管轄である。ザクセン＝ワイマールでは司教の婚姻裁判は分国主の承認によつて民事法上の効力を生ずる。このように分国の立法によつて細目において種々異つた規定があつたが、⁽¹¹⁾一八七五年二月六日の帝国法 (Reichsgesetz) 第七八条は婚姻に関する教会裁判に民事法上の効力を認めることを全廢した。即ち

「婚姻及び婚約に關し争あるときは、民事裁判所が排他的に管轄権を有する。教会裁判権乃至一の宗派に屬することを条件とする裁判権は成立しない。」⁽¹²⁾と。

これによつてドイツではカトリック婚姻法はカトリック信者の信仰 (良心) 内部の問題となつてしまつた。かくし

てドイツでは教会裁判所は一切の民事裁判権を失つてしまつた。

四 国家の裁判権の確立、教会裁判所の民事裁判権消滅の基礎

以上の如くして国家の側よりする教会民事裁判権廃止の動きは成功した。この成功の基礎になるものは第一には国家の任務、権利義務についてその重要性が認識されたことである。このことは国家の独占的裁判権確立の動きとなつた。第二には国家における裁判制度及び法の整備である。このことは民衆をしてその権利の主張に当り必ずしも教会裁判所及び教会法を必要としなくなつたことを意味する。第三は国家の実力（中央集権統一国家）による判決執行の保障である。民衆は権利の完全なる満足を期待し得るに至つた。私はここで国家裁判所制度の整備及び法の整備という点を取上げ若干の考察を加えようとするものである。

第十五世紀末頃より国家の裁判制度が整備され始めたが就中注目すべきは帝室裁判所 (Reichskammergericht) である。先に国王裁判所として帝国宮廷裁判所 (Reichshofgericht) があり国王又はその代理人、後には国王が任命する宮廷裁判官 (Hofrichter) が裁判長 (Richter) となり、国王が任意に任命する判決人 (Urteiler) によつて判決された。然るに国王は帝国宮廷裁判所の外に当事者の請求により又は自発的に適當の助言を得て裁判を行うようになつた。この国王の裁判権は中世後期に發展して独立の裁判所即ち王室裁判所 (königliche Kammergericht) と呼ばれる裁判所となり一四一五年に最初に *judicium camerae* と呼ばれた。最初は国王の直接の利害関係即ち国王の国庫 (Fiskus) に関係する事件を取扱つた。そしてこれに当るため国庫長官 (Fiskalprocurator) が任命された。この制度は年と共に確固たる組織となり一四七一年に最初の王室裁判所令 (Kammergerichtsordnung) が制定された。それによれば、裁判長は国王自身又は国王がその都度任命する国王の代理人たる王室裁判官 (Kammerrichter)

である。国王顧問官 (Räte des Königs) が陪席者 (Beisitzer) 即ち判決人となる。王室裁判所 (Kammergericht) が出来たので帝国宮廷裁判所 (Reichshofgericht) はその意義を失ひ一四五〇年に消滅してしまつた。王室裁判所 (Kammergericht) は最初は国王と不可分のものであつたが年と共に、組織化と共に国王乃至宮廷との結合はゆるんだ。かくて一四九五年には常置の帝国最高裁判所として帝室裁判所 (Reichskammergericht) になつた。帝室裁判所 (Reichskammergericht) は王室裁判所 (königliches Kammergericht) の継続とみなさるべきであるが、裁判所所在地が確定してゐるから、帝国法 (Reichsgesetz) を以て設置されてゐること、常任の王室裁判官 (Kammerrichter) 及び常任の陪席者 (Beisitzer) 即ち判決人があり主として帝国議会 (Reichstag) の構成員たる帝国等族 (Reichsstände) からえらばれること等の点で王室裁判所 (Kammergericht) と區別されるのである。帝室裁判所 (Reichskammergericht) はローマ法の色彩の強い制度である。帝室裁判所令 (Reichskammergerichtsordnung) は四つあり、一四九五年、一五二一年、一五四八年同上改正一五五五年、一六〇三年 (これは草案だけで帝国法 (Reichsgesetz) とならなかつた) のものがある。一四九五年の帝室裁判所令はドイツにおけるローマ法継受史上画期的なものである。これによれば

(一) 裁判官 (Richter) 及び陪席者 (Beisitzer) 即ち判決人は帝国普通法 (Reichs gemainen Rechten) の他に従つて裁判することを宣誓しなければならない。帝国普通法とは継受ローマ法である。

(二) 十六名の陪席者即ち判決人の中、八名は法学者たるべく、他の八名は騎士以上の階級出身の者たるべきこと。八名の貴族も事実上教育をうけた者であらうし、教育をうけ得た者は貴族であつたのであらうから両者は同じことに帰する。故に一五五五年以降は単に法学者を要件とすることとなつた。判決人の半数又は全部が法学者であることはゲルマン法的参審制を維持するにしてもローマ法の専門家による裁判ということになる。

(三) 各当事者は書面を以て申立つべきこと、これは手続法のことである。^(一三)

帝室裁判所令に關連して一五〇〇年、一五〇七年の二回にわたり二つの訴訟令 (Prozessordnungen) があるがこれは全くローマ法的カノン法的手続法である。^(一四)

前記一四九五年の帝室裁判所令の影響は直ちに各領国 (Territorium) に現われ上級裁判所 (Obergericht) の再組織が一般的に行われれば帝室裁判所と同様に改組された。都市では分国法 (Landesgesetz) と上級都市裁判所 (Oberhof) へ上訴することを強制されない限り、上級都市裁判所へ上訴する代りに大学法学部へ、判断を求めするために訴訟記録の送付 (Aktensendung) を行つた。^(一五)

大学及び上級分国裁判所においては、ローマ法学者によつて好んで普通法としてのローマ法が採用されたであろうことは容易に理解される。

この変化は徐々に下級裁判所へも浸透して行つた。参審制度 (Schöffenverfassung) を維持しているところでも法学の専門教育をうけていない判決人は、法学教育を受けた裁判長や書記 (Gerichtsschreiber) に対しては慣習的な並び大名にすぎず独自の意義を有しなかつた。

当事者は費用と時間を節するため、むしろ裁判を回避して、法学者たる役人に仲裁裁判を依頼することもあり、法学者たる単独裁判官は多くの場合人民裁判所 (Volksgericht) 即ち判決人の団体にとつて代つたのである。^(一六)

帝室裁判所の組織に關しては説明を省略するが、その管轄の主なものあげると次の通りである。(イ) ラント平和の侵害行為 (Landfriedensbrüche) に關しては通常裁判所 (Ordentliches Gericht) (ロ) 帝国直屬者 (Reichsunmittelbaren) に対しては第一審裁判所 (ハ) (ロ) の判決に關し仲裁裁判を当事者が申出るときは第二審裁判所 (ニ) 分国主の臣下に対しては不上訴の特権 (Privilegium de non appellando) がない限り上訴裁判所である。^(一七)

次に実体法訴訟法の整備といふことについて。帝国法制定 (Reichsgesetzgebung) は殆んど法の統一には役に立たなかつた。立法の主なるものは分国法立法 (Landesgesetzgebungen) であつた。それでこの法の不統一といふことからローマ法継受が行はれ、これは普通法 (Geneines Recht) としての効力しか有しない筈であつたが、事実上は固有法に優先して適用され、これで法の不統一といふことの欠陥が避けられた。この実体法の整備はその後国家の立法により益々整備された。訴訟法についてもローマ法的カノン法的手続 (röm.-kanonische Verfahren) が継受された。かくて国家裁判所に対する民衆の信頼は高まつた。

反之教会法は第十三世紀までは世俗法を採入れ (継受す) ることによつて進歩したが、第十三世紀以後は教皇優位確立と共に教会法は世俗法から孤立し独善的となり民衆の要求を無視し、世の発展に背を向けるようになった。このように一方では教会法は民衆の生活から遊離するに反して世俗法国家法は発達整備して来たのであるから民衆の信頼をあつめることができた。このことは国家の民事裁判権独占が成功した理由の一つと考えられる。^(一八)

更に帝室裁判所の判決の執行についても帝国直屬者 (Reichsunmittelbaren) に対する判決は当該の帝国クライス (Reichskreis) に、又自由借地人 (Landsässige) に対する判決はその権限ある官庁に命ぜられる。若し当該官庁が執行を拒否したときは帝国クライスに命ぜられる。^(一九)

かくて近代的集権国家の成立と共に教会の民事裁判権を排除して、国家の民事裁判権独占ということになつたのだと思われる。

以上の如きドイツにおける教会裁判所の民事裁判権の消滅過程を見て行くと次のことを認めることができる。それは第一にドイツにおいて教会裁判所の民事裁判権が成立するについては国家の法意識が之を許容し得たということである。即ち国家が自己の使命に目覚め法的秩序の維持の責任を引受けることになると国家の法秩序と並行し並

存する法秩序を認めることは出来なくなる。第二にはドイツの民衆の法意識が国家の裁判よりも教会裁判を支持したが故に教会裁判の世俗的民事裁判権が成立したといふことである。民衆の支持は、明確な裁判組織を有し明確な手続法を有して居り裁判が迅速であつたこと、実体法が明確であつたこと、又執行が確実であつたことによるのである。それ故に国家が国家法秩序以外の法秩序の併存を承認せず、又国家の裁判所に於て迅速な裁判と手続法実体法の明確化による結果の予測とが可能となり、而もその判決の執行が保障されれば、教会裁判所の世俗裁判所としての使命は終つたのである。国家と教会との何れが法秩序の Träger として適當であるかという民衆の支持が決定的要素であつたと思われる。民衆が支持する裁判は迅速・明確・確実の三点につきると思う。

(一) 法政研究第一七卷(合併号)一八三頁以下。

(二) 旧教会法典であり現行カトリック教会法典は Codex iuris canonici である。

(三) フランク王国に於いては Landeskirche であつたから教会々議は国王が召集し、その決議は国王の認可を経て効力を発した。

(四) マタイ伝一八章一五—一八節に基いて認められた裁判管轄権である。

(五) 以上法政研究第一七卷(合併)一八三頁以下参照。

(六) vgl. Schröder-Künssberg; Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte 6. Aufl. S. 707 ff. 尙、世良晃志郎訳ハイブリッヒ・ミッタイス著ドイツ法制史概説二四五頁以下参照、本書は邦語による最初の本格的なドイツ法制史概説といつてよ。

(七) Vgl. Schröder-Künssberg. a. a. O. S. 844 ff. 世良訳上掲書第二六、二九、三二、三三、三四章参照。

(八) Vgl. Friedberg, Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts 4. Aufl. S. 261 ff. Richter bearbeitet von Dove und Kahl, Lehrbuch des kathol. und evangel. Kirchenrechts 8. Aufl. S. 762 ff.

(九) 教会法によれば裁判長が自ら判決を与える、我等の法に於いては裁判長は他の者に問う、而してこれは裁判長の顧問である……彼(裁判長)が参審員に彼(参審員)が発見するものを問う入る場合に、若しそのこと(参審員の答)が二人によつて同意されるならばそれは法となる。ザクセン都市法(一四世紀)註釈。

Nach geistlichem rechte sprechin die richter die orteil selber, in unserm richte vraget der richter eynen andern, unde das ist denne des richters ratgebe……, wenne er sal is eynen scephpen fragen; was der vint, daz wirt recht, wenn is von den beiden gevoldort wirt. Glosse z. Sächs. Weichb. (14. Jh.) 16, hg. v. Daniels S. 255 bei Schröder-Künssberg, a. a. O. S. 844 N. 1

(一〇) 上掲拙稿、法政研究第一七卷一九五頁参照。

(一一) Richter-Dove-Kahl, a. a. O. S. 753 ff, S. 756 N. 18. Friedberg, a. a. O. S. 58 ff.

(一二) Reichsgesetz von 6. Febr. 1875, § 76 : In streitigen Ehe= und Verlöbnißsachen sind die bürgerlichen Gerichte ausschliesslich zuständig. Eine geistliche oder eine durch die Zugehörigkeit zu einem Glaubensbekenntniss dedingte Gerichtsbarkeit findet nicht statt. bei Friehberg, a. a. O. S. 261. N. 30.

(一三) Schröder-Künssberg; a. a. O. S. 914 ff.

(一四) a. a. O. S. 871.

(一五) Schröder-Künssberg; a. a. O. S. 947 ff.

(一六) a. a. O. S. 948.

(一七) a. a. O. S. 916.

(一八) Schulte; Geschichte der Quellen und Literatur des canonischen Rechts von Gratian bis auf die Gegenwart, 1875 Bd. I. S. 103.

(一九) Schröder-Künssberg; a. a. O. S. 917. 尙、帝国クライスについては世良訳ミッタイス上掲三四六頁参照。